

標 題：

米国水域に入港する 5,000 総トン数以上の
ダブルハルを有しないタンカーに対する
操縦性能試験実施について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 198

Date : 平成 8 年 10 月 15 日

関係各位

拝啓

貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今般米国政府は、「33CFR157, Subpart G, H & I」を改正しました。この改正33CFR157の§157.445によると、米国水域に入港する5,000総トン数以上のダブルハルを有しないタンカーで、「原油及び石油精製品を運ぶ船舶 (Tank Vessels Without Double Hulls Carrying Petroleum Oils)」並びに「原油あるいは石油精製品以外の油を運ぶ船舶 (Tank Vessels Without Double Hulls Carrying Non-Petroleum Oils)」あるいは「動植物油を運ぶ船舶 (Tank Vessels Without Double Hulls Carrying Animal Oils and/or Vegetable Oils)」については、1997年7月29日までにIMO Resolution A. 751 (18)に従い操縦性能試験を実施したことを証明する旗国政府あるいは旗国政府の承認した船級協会の証明書を保持するよう要求しています。また、この操縦性能試験結果をMSC/Circ. 644の付録6 (Appendix 6) ("Form for Reporting Maneuvering Data to IMO")に定める標準様式に記載し操舵室に掲示するよう規定しています。

この操縦性能試験については、弊会鋼船規則検査要領の「操縦性能試験に関する検査要領」を適用し次の各操縦性能試験を行った船舶あるいはこれらの操縦性能試験を行った記録（海上試運転成績書など）のある船舶については、添付に示す証明書を発行します。

なお、ご申請に際しましては、本船の操縦性能試験結果を記した標準様式 (Appendix 6) を一緒にご提出下さい。

1. 旋回試験
2. 停止試験
3. 初期旋回試験
4. ジグザグ試験
5. その他の操縦性能試験（例えば、スパイラル試験及び変形ジグザグ試験など。但し、当分の間いずれも参考試験）

本件に関するお問い合わせ及びお申込みは、弊会テクニカルサービス部宛お願いします。

敬具

- 添付
1. 改正33CFR157, Subpart G, H & I
 2. IMO Resolution A. 751 (18)
 3. 証明書サンプル

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524